

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和2年 2月28日

支出負担行為担当官

気象研究所所長 竹内 義明

1 当該招請の主旨

本業務については、海上の水蒸気観測を目的に、気象研究所が8隻の船舶に設置している二周波地上GNSS（全球測位衛星システム）受信装置の点検を行うとともに、GNSS受信装置が故障した場合修理を行い、速やかに原状回復し、観測を再開するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 船舶搭載全球測位衛星システム受信装置の定期点検及び保守

(2) 業務内容 下記8船に搭載した二周波GNSS受信装置（アンテナ、受信機）の定期点検を船毎に示した履行場所にて行うとともに、不具合が生じ、正常な観測が不可能となった場合、機器の修理を行い、正常な観測を可能とする。

(1)凌風丸（気象庁、東京都千代田区1-3-4）

履行場所：東京都港区台場一丁目

点検回数：1回

(2)陽光丸（西海区水産研究所、長崎県長崎市多以良町1551-8）

履行場所：長崎県長崎市多以良町1551-8

点検回数：1回

(3)なは2（丸三海運、大阪府大阪市大正区小林西1丁目25番13号）

履行場所：福岡県福岡市東区博多港香椎埠頭

あるいは沖縄県那覇市港町1-16-10

点検回数：2回

(4)みいかじ（丸三海運、大阪府大阪市大正区小林西1丁目25番13号）

履行場所：福岡県福岡市東区博多港香椎埠頭

あるいは沖縄県那覇市港町1-16-10

点検回数：2回

(5)りゅうなん（南日本汽船、沖縄県浦添市西洲 2-4-3）

履行場所：福岡県福岡市東区博多港香椎埠頭

あるいは沖縄県那覇市港町 1-16-10

点検回数：2回

(6)かりゆし（琉球海運、沖縄県那覇市西 1 丁目 24 番 11 号）

履行場所：沖縄県那覇市港町 1-16-10

点検回数：2回

(7)わかなつ（琉球海運、沖縄県那覇市西 1 丁目 24 番 11 号）

履行場所：福岡県福岡市東区博多港香椎埠頭

あるいは沖縄県那覇市港町 1-16-10

点検回数：2回

(8)ちゅらしま（琉球海運、沖縄県那覇市西 1 丁目 24 番 11 号）

履行場所：福岡県福岡市東区博多港香椎埠頭

あるいは沖縄県那覇市港町 1-16-10

点検回数：2回

凌風丸、陽光丸はドック前後の撤去・再設置を行うため1回、他の船舶はドック前後の対応を行わないため2回実施する。

かりゆしは博多港に寄港しないため、那覇新港で点検を行う。なは2、みいかじ、りゅうなん、わかなつ、ちゅらしまの5船は、点検時期の運航状況により、船舶の所属する機関との協議により履行場所を博多港、あるいは那覇新港のいずれかで実施する。

(3) 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 業務目的

災害をもたらす豪雨の機構解明と予測精度改善を目的に、8隻の船舶に二周波全球測位衛星システム（GNSS）観測装置を設置し、海上の水蒸気を観測している。船上観測では強風、海水、高温等、機器への影響は陸上観測を大きく上回る。本件は、8隻の船舶に設置したGNSS観測装置の点検を行うとともに、GNSS受信装置が故障した場合修理を行い、速やかに原状回復し、観測を再開することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和元・2・3年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 船舶に設置している GNSS アンテナ (Trimble 製 Zephyr 3 Rugged)、及び GNSS 受信機(Trimble 製 Alloy)に精通し、GNSS 観測に影響を与える反射波や揺れの影響に対する十分な技術力を有すること。精密衛星測位機器であることを十分に理解し、故障した場合に修理を担い、故障前と同等の精度で測位が実施できる状態に修理できる十分な技術力を有すること。
- ② 本業務を実施する技術者は、保守点検に必要な電気及び機械に関する十分な知識と経験を有すること。

(3) 機材・部品に関する要件

- ① 点検及び修理に必要な測定機器を準備できること。
- ② 修理期間中観測が中断しないよう代替機器を用意できること。
- ③ 部品交換が必要な場合は、純正部品を使用すること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

船舶搭載 GNSS による海上の水蒸気観測が、防災気象サービスの向上を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

(5) 守秘性に関する要件

- ① 当研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

- ① GNSS 機器の修理を行うために必要な業務執行体制が整っていること。
- ② 本業務の執行にあたって、当研究所の研究業務等に支障を与えないこと。
- ③ 知的財産権法、その他関係する法令に従うこと。

(7) 業務実績に関する要件

Trimble 製 GNSS 観測装置 Alloy、Trimble 製 Zephyr3 rugged アンテナの設置・調整を行った実績があり、資料や写真等によりその実績を証明できること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

- ① 公示及び説明書について
〒305-0052
茨城県つくば市長峰 1 - 1
気象研究所総務部会計課用度係 遠藤 智美
電話 029-853-8566 F A X 029-853-8571

② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所 気象観測研究部 第2研究室長 小司 禎教

電話 029-853-8578

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年2月28日から令和2年3月23日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和2年3月24日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための窓口照会 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 4(1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格を有していない場合も 5(3)により参加意思確認書を提出することが出来るが、本件が一般競争入札による公告を行う

こととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

(6) 本調達は、令和 2 年度予算の成立を条件とする。